

北海道教育大学附属図書館規則

制定 平成 16 年 4 月 1 日
平成 16 年規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成 26 年規則第 25 号。以下「運営規則」という。)第 13 条第 2 項の規定に基づき、附属図書館の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 附属図書館は学生、職員、研究者及び地域の人々が必要とする学術情報資源を収集、組織化、保存、提供し、かつ、新たな価値を創生することによって、本学における教育研究活動を支援するとともに、国内外並びに地域社会における学術研究の進展及び文化の振興に寄与することを目的とする。

(構成館)

第 3 条 附属図書館に、これを構成する館として、札幌館、旭川館、釧路館、函館館及び岩見沢館(以下「構成館」という。)を置く。

(館長)

第 4 条 附属図書館長(以下「館長」という。)は、学長を助け、附属図書館に関する業務をつかさどる。

(構成館長)

第 5 条 構成館に、その長として、札幌館長、旭川館長、釧路館長、函館館長及び岩見沢館長(以下「構成館長」という。)を置く。

- 2 構成館長は、館長を補佐し、当該構成館の業務を掌理する。
- 3 館長は、構成館所在校の教授のうちから、構成館長候補者を学長に推薦し、学長が任命する。
- 4 構成館長の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の構成館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属図書館運営委員会)

第 6 条 附属図書館に、附属図書館の円滑な運営を図るため、附属図書館運営委員会を置く。

- 2 附属図書館運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 館長
 - (2) 構成館長
 - (3) 各校から選出された第 9 条第 2 項第 2 号の構成館運営委員会委員 各 1 人
 - (4) 学術情報室長

3 附属図書館運営委員会は、附属図書館に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営の基本に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- (3) 規則の制定改廃に関する事項
- (4) 予算及び施設に関する事項
- (5) 構成館に共通の事業に関する事項
- (6) 構成館所蔵資料の共同利用の事業に関する事項
- (7) 教育の質保証に関する事項のうち附属図書館における

学習環境の整備状況に関する事項

- (8) その他必要と認められる事項
- 4 附属図書館運営委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した構成館長が、その職務を代理する。
- 6 附属図書館運営委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員は、やむを得ない事由により出席できないときは、委員長に申し出て代理者を出席させることができる。
- 9 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を附属図書館運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 7 条 附属図書館運営委員会に、特別の事項を調査研究するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第 8 条 附属図書館運営委員会に関する庶務は、学術情報室において処理する。

(構成館運営委員会)

第 9 条 構成館の円滑な運営を図るため、構成館に、それぞれ構成館運営委員会を置く。

- 2 構成館運営委員会は、当該校の次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 構成館長
 - (2) 教員 若干人
 - (3) 各校室事務長(札幌館にあつては、学術情報室長)
- 3 構成館運営委員会は、当該構成館に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営の基本に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- (3) 規則の制定改廃に関する事項
- (4) 配分予算及び施設に関する事項
- (5) 教育の質保証に関する事項のうち附属図書館における学習環境の整備状況に関する事項
- (6) その他必要と認められる事項

4 この条に定めるもののほか、構成館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において、学長が行う構成館長の選考については、第 5 条第 5 項中「教授」とあるのは「教授又は助教授」と読み替えるものとする。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日平成 18 年規則第 63 号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日平成22年規則第41号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日平成23年規則第1号)
この規則は、平成23年4月26日から施行する。

附 則(平成23年8月24日平成23年規則第42号)
この規則は、平成23年8月27日から施行する。

附 則(平成24年2月7日平成23年規則第69号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 附 則(平成27年6月2日平成27年規則第25号)
- 1 この規則は、平成27年6月2日から施行し、第5条第3項及び第6条第2項第3号を除き、平成27年4月1日から適用する。
 - 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の規則によって、構成館長として任命された者(同日に任期満了となる者を除く。)は、この規則の第5条第3項の規定により任命された構成館長とみなす。
 - 3 この規則の施行日の前日において、改正前の規則によって図書館運営委員会委員として選出された委員は、この規則により附属図書館運営委員会委員として選出された委員とみなし、その任期は、施行日の前日に図書館運営委員会委員として任命されていた期間の終期までとする。

附 則(令和2年10月19日令和2年規則第73号)
この規則は、令和2年10月19日から施行し、平成30年9月11日から適用する。

附 則(令和3年3月25日令和2年規則第125号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

北海道教育大学附属図書館利用内規

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道教育大学附属図書館規則(平成16年規則第20号)第11条の規定に基づき、附属図書館の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「利用」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書館資料の館内閲覧、館外貸出及び構成館間貸出
- (2) 参考調査
- (3) 文献複写
- (4) 相互利用
- (5) 附属図書館の機器及び施設の利用

2 この内規において「図書館資料」とは、附属図書館が所蔵する次に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子的資料
- (5) 貴重資料
- (6) その他の資料

3 この内規において「利用者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 北海道教育大学(以下「本学」という。)の学部学生及び館長又は構成館長(以下「館長等」という。)がこれに準ずると認められた者(以下「学部学生等」という。)
- (2) 本学の大学院生及び館長等がこれに準ずると認められた者(以下「院生等」という。)
- (3) 本学の教職員及び館長等がこれに準ずると認められた者(以下「教職員等」という。)
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 附属図書館の利用を申し出た学外者(図書館利用証)

第3条 附属図書館を利用しようとする者には、申し出により、図書館利用証を交付する。ただし、前条第3項第1号及び第2号に掲げる者は、学生証を図書館利用証とすることができる。

2 図書館利用証を紛失した者は、直ちに届け出、再交付を希望するときは、所定の手続により、再交付を受けることができる。

3 図書館利用証は、他人に転貸してはならない。この場合において、転貸により生じた事故の責めは、本人が負うものとする。

(開館時間及び休館日)

第4条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

開館時間	平日	8時30分～22時00分 (岩見沢館にあっては、 8時30分～21時00分)
	国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日並び に日曜日及び土曜日	10時00分～17時00分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)	
	入学試験、定期試験及び諸行事等の実施に伴い休館する日	
	館内図書整理等に伴い臨時に休館する日	

(館内閲覧)

第5条 利用者は、各構成館閲覧室等で当該構成館の図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、次に掲げる図書館資料については、所定の手続を経て、閲覧することができる。

- (1) 書庫に所蔵する図書館資料
- (2) 貴重資料
- (3) 電子的資料

2 館長等は、閲覧室が非常に混雑している場合等、学生の学習及び教員の教育研究に支障をきたすおそれがあると認めるときは、図書館資料の閲覧を制限することができる。

(閲覧資料の制限)

第6条 前条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書館資料の原資料を利用に供することにより、当該原資料の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は附属図書館において当該原資料が現に使用されている場合
- (2) 個人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合で、当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件にしている場合の当該期間が経過するまでの間
- (3) 情報公開法第5条第1号及び第2号に規定する情報(個人情報に係る部分等)が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分

(館外貸出)

第7条 利用者は、所定の手続を経て、図書館資料の貸出を受けることができる。

2 貸出資料の冊数、期間及び貸出禁止資料は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

(1) 貸出冊数及び貸出期間

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	10冊以内	14日以内
院生等	20冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	20冊以内	30日以内
職員	10冊以内	14日以内
利用を申し出た 学外者	5冊以内	14日以内

(2) 貸出禁止資料

- ア 貴重資料
- イ 参考図書
- ウ 逐次刊行物
- エ 視聴覚資料
- オ その他館長等の指定した資料

3 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。

- (1) 返却期限が到来したとき。
- (2) 本学の学部学生等、院生等及び教職員等がその身分を失ったとき。
- (3) 館長等が必要と認めるとき。

(構成館間貸出)

第8条 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号までに掲げる者は、所定の手続を経て、他の構成館から図書館資料の貸出を受けることができる。

2 貸出資料の冊数、期間及び貸出禁止資料は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

(1) 貸出冊数及び貸出期間

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	5冊以内	30日以内
院生等	10冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	10冊以内	30日以内
職員	5冊以内	30日以内

※貸出期間には、搬送に要する日数を含む。

(2) 貸出禁止資料

- ア 貴重資料
- イ 参考図書
- ウ 逐次刊行物
- エ 視聴覚資料
- オ 新着図書(受入日から1月未満のもの)
- カ その他館長等の指定した資料

3 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。

- (1) 返却期限が到来したとき。
- (2) 本学の学部学生等、院生等及び教職員等がその身分を失ったとき。
- (3) 館長等が必要と認めるとき。

(参考調査)

第9条 利用者は、学習、教育又は研究のために必要な文献調

査及び情報の提供を依頼することができる。

(文献複写)

- 第10条 利用者は、学習、教育又は研究のため必要があるときは、所定の手続により、文献複写を依頼することができる。
- 2 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号に掲げる者は、所定の手続により、他の機関の図書館等及び他の構成館が所蔵する資料の複写を依頼することができる。
- 3 本学の文献複写料金は、学内の構成館間の依頼でその経費を移算するものを除き、次のとおりとし、送料は、実費を徴収するものとする。

利用者区分	電子式複写(A3判以下)1枚につき	
	モノクロ	カラー
学内	20円	35円
学外	40円	70円

(相互利用)

- 第11条 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号に掲げる者は、所定の手続により、他の機関の図書館等への訪問利用及び他の機関の図書館等が所蔵する資料の利用について斡旋を依頼することができる。
- 2 他の機関の図書館等から、利用の依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲内でこれに応ずるものとする。
- 3 資料の利用にあたり、図書館間の現物貸借に伴う送料は、特別の定めがない限り、実費を徴収するものとする。

(研究室備付資料)

- 第12条 教員は、第7条にかかわらず、研究費等の経費によって購入した図書館資料を、研究室等に備え付けることができる。
- 2 教員は、前項により備え付けた図書館資料を必要としなくなったとき又は退職、転任等により、その身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。
- 3 研究室備付資料のうち、利用者から利用の申し出があったものは、支障のない限り利用に供するものとする。

(弁償責任)

- 第13条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を汚損若しくは亡失したとき又は附属図書館の施設若しくは機器に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

(利用規律)

- 第14条 利用者は、附属図書館の利用に当たっては、図書館職員の指示に従わなければならない。
- 2 館長等は、図書館職員の指示に従わない者又はこの内規に違反した者に対し、利用を禁止することができる。

(雑則)

- 第15条 利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの内規を常時閲覧室内に備え付けるものとする。
- 2 この内規に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日)

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日)

この内規は、平成23年4月26日から施行する。

附 則(平成27年2月24日)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日)

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

北海道教育大学附属図書館自己評価専門委員会内規

制定 平成 16 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 北海道教育大学附属図書館規則(平成 16 年規則第 20 号)第 7 条の規定に基づき、附属図書館の目的及び社会的使命を達成するため、附属図書館の活動状況等について自ら点検及び評価し、その改善向上を図ることを目的に、北海道教育大学附属図書館自己評価専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 自己点検評価の実施方針の策定に関すること。
- (2) 自己点検評価の実施計画に関すること。
- (3) 自己点検評価の実施及び報告書の作成に関すること。
- (4) 自己点検評価の公表に関すること。
- (5) その他自己点検評価及び改善に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 附属図書館運営委員会委員 各構成館 1 人
- (3) 学術情報室長
- (4) 学術情報室副室長

(任期)

第 4 条 前条第 2 号の委員の任期は、各構成館運営委員会委員の任期と同一とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、学術情報室が行う。

(雑則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日)

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 23 日)

この内規は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項

制定 令和 3 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則(令和 2 年規則第 106 号)(以下「内部質保証規則」という。)第 4 条に基づき、附属図書館における学習環境の整備状況に関する点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)について必要な事項を定める。

(自己点検評価)

第 2 条 自己点検評価は、附属図書館運営委員会が、各構成館運営委員会(以下「各委員会」という。)と連携し実施する。自己点検評価の項目は、次のとおりとし、別表に規定する評価基準、点検・評価の方法に従い、実施するものとする。

- (1) 学術資料の整備状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 図書館の施設・設備の整備状況
- (4) 図書館に対する満足度の状況
- (5) その他必要と認められる事項

(実施の手順等)

第 3 条 自己点検評価は、次のとおり実施する。

- (1) 附属図書館運営委員会は、前条の評価基準、点検・評価の方法を踏まえ、実施スケジュール等自己点検評価の実施に必要な事項を決定し、各委員会に対してこれを通知する。
- (2) 各委員会は、前項の通知に従って自己点検評価を実施し、その結果を附属図書館運営委員会に報告する。ただし、改善の必要性を認める事項があった場合は、併せて改善案を提出する。
- (3) 附属図書館運営委員会は、前号の報告及び改善案を踏まえた自己点検評価を行ったうえで、附属図書館全体の学習環境の整備状況に関する自己評価報告書及び改善計画案を作成し、北海道教育大学自己点検評価委員会(以下「評価委員会」という。)に提出する。

(自己点検評価の実施時期)

第 4 条 自己点検評価は、毎年度実施する。

(関係者からの意見聴取)

第 5 条 附属図書館運営委員会は、関係部署と連携し、定期的に、在学生から意見を聴取し、自己点検評価に活用する。意見聴取の内容、時期、方法等については、別に定める。

(他の評価結果等の活用)

第 6 条 附属図書館運営委員会及び各委員会は、自己点検評価を行うにあたっては、大学機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を活用することができる。

(改善の実施及び報告)

第 7 条 内部質保証規則第 5 条第 3 項に基づく学長からの示があった場合は、附属図書館運営委員会は、当該指示に基

づき、全学に係る改善措置等を実施するとともに、各委員会に必要な指示をする。

- 2 各委員会は、前項の指示に基づく改善措置等を実施し、その進捗状況、改善結果等を附属図書館運営委員会に報告する。
- 3 附属図書館運営委員会は全学及び各委員会の改善措置等の進捗状況及び改善結果等を取りまとめ、これを評価委員会に報告する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年3月17日から施行する。

別表(第2条関係)

評価対象事項	評価基準	点検・評価の方法
附属図書館における学習環境の整備に関する事項	1 図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること 〔機構:分析項目 4-1-5 に該当〕	・1-1 図書館において教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていることを確認する。 【根拠資料・データ】 ・学術情報基盤実態調査(大学図書館編)(全5館)
	2 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること 〔機構:分析項目 4-1-6 に該当〕	・2-1 自主的学習環境の整備状況について、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 ・2-2 自主的学習環境の整備等、特色のある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。 【根拠資料・データ】 ・自主的学習環境整備状況一覧(別紙様式) ・ラーニング・コモンズの活用状況や効果等が確認できる資料 ・図書館利用者アンケート

第2条 意見聴取の対象は、学部学生(教員養成課程、学科)及び大学院生(修士課程、専門職学位課程)とする。

(実施頻度・実施時期)

第3条 意見聴取は、2年ごと、かつ、12月頃に実施するものとする。

(聴取事項)

第4条 意見聴取の聴取事項は以下のとおりとする。

- (1) 図書館の利用について:利用頻度, 利用目的等
- (2) 図書館の資料について:利用した資料, 資料整備満足度等
- (3) 図書館の環境について:利用スペース等の満足度等
- (4) ラーニング・コモンズについて:利用目的, 設備満足度等
- (5) 図書館のサービスについて:学習支援の認知度, 要望等
- (6) その他:図書館全般に関する意見等

2 意見聴取の聴取事項については、附属図書館運営委員会が、定期的に審議を行うものとする。

(実施主体)

第5条 意見聴取は、附属図書館自己評価専門委員会が実施するものとする。

(その他)

第6条 附属図書館運営委員会は、意見聴取を実施する年度に、当該年度に実施する意見聴取の具体的な内容及び方法を定めるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、意見聴取に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月17日から施行する

北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項第5条に定める意見聴取実施要領

令和4年3月17日
附属図書館運営委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項(令和3年3月30日制定)第5条に基づき、意見聴取の内容、時期、方法等を定める。

(対象)

国立大学法人北海道教育大学学術リポジトリ管理運営規則

制定平成 20 年 3 月 21 日
平成 19 年規則第 92 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人北海道教育大学(以下「本学」という。)に、本学における教育研究活動等の成果物(以下「コンテンツ」という。)を収集し、電子的に蓄積・保存し、及びネットワークを通じて学内外に公開するため、学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)を置く。

(統括責任者)

第 2 条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、附属図書館長をもって充てる。

(委員会)

第 3 条 リポジトリの管理運営に関する事項を審議するため、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成 26 年規則第 25 号)第 26 条第 2 項に基づき、北海道教育大学学術リポジトリ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 各構成館長
- (3) 学長が指名する教員 1 人
- (4) 学術情報室長
- (5) その他統括責任者が必要と認めた者 若干人

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) リポジトリの構築、運用及び推進に関すること。
- (2) リポジトリの広報、公開及び実施計画に関すること。
- (3) リポジトリと関連データベース等との連携に関すること。
- (4) リポジトリと関連組織等との連携に関すること。
- (5) その他リポジトリに関し必要な事項

4 第 2 項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

8 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(提供資格者)

第 4 条 リポジトリにコンテンツを提供できる者(以下「提供資格者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍した役員及び教職員その他これに準ずる者
- (2) 本学に在籍する、又は在籍した大学院学生
- (3) その他委員会が特に認めた者

(登録できるコンテンツ)

第 5 条 リポジトリにおいて登録することができるコンテンツは、原則として次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 提供資格者が本学在籍中に単独又は他の者と共同で作成した教育研究成果であること。
- (2) 公開等を行うことについて、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (3) その他公開等を行うことについて問題が生じないものであること。

(コンテンツの提供及び登録)

第 6 条 コンテンツを提供しようとする者は、北海道教育大学学術リポジトリ登録許諾書(別記様式)を添えて、コンテンツを統括責任者に提出するものとする。

2 統括責任者は、著作権等を確認のうえ、コンテンツをリポジトリに登録するものとする。

(コンテンツの利用)

第 7 条 統括責任者は、リポジトリに登録されたコンテンツを次に掲げる方法により利用するものとする。

- (1) 当該コンテンツを複製し、リポジトリを構成するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
- (3) 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。

2 統括責任者は、前項各号に掲げた利用方法以外による利用は行わないものとする。

3 統括責任者は、ネットワークを通じてコンテンツを利用する者(以下「利用者」という。)に対し、著作権法を遵守するよう周知するものとする。

(著作権に係る利用許諾)

第 8 条 コンテンツの著作権に係る利用許諾の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) コンテンツの著作権がコンテンツの提供を行った者(以下「提供者」という。)のみに帰属している場合、提供者は本学に対し、前条第 1 項に掲げる利用を無償で許諾する。
- (2) コンテンツの著作権が提供者を含め複数の者に帰属している場合、提供者は本学に対し、前条第 1 項に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ておかななければならない。
- (3) コンテンツの著作権が提供者以外に帰属している場合、提供者に代わり本学が、前条第 1 項に掲げる利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
- (4) コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(コンテンツの削除)

第 9 条 統括責任者は、次のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 提供者から削除の申請があり、委員会がこれを承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は

内容が著しく不適切等の理由により、委員会が削除することを適当であると判断した場合

(免責条項)

第10条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該提供者が負うものとする。

2 本学は、登録されたコンテンツを利用することによって生じた利用者又は提供者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 この規則に基づく事務処理及び委員会の庶務は、学術情報室が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月7日平成23年規則第70号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月2日平成27年規則第10号)

この規則は、平成27年6月2日から施行する。

附 則(平成30年3月27日平成29年規則第43号)

この規則は、平成30年3月27日から施行する。

附 則(令和元年5月1日令和元年規則第1号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

北海道教育大学附属図書館資料収書方針

平成23年2月18日制定

平成26年4月1日改正

附属図書館長裁定

北海道教育大学(以下、「本学」という。))は、「真理を探究する教育研究の現場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的」(学則第1条)としている。また、本学における人材の養成に関する目的等に関する規則等において、人材の養成に関する目的等を定めている。

附属図書館は、この目的の実現のために、本学の教育・研究・学習活動の基礎となる資料を充実させ、大学図書館として本学構成員はもとより社会的要請に応えうる蔵書構築をする使命がある。また、収書によって築かれる蔵書は利用者サービスの基本であり、かつ大学図書館に対する社会的評価基準の一つである。

よって、収書に関する基本方針、収書体制等必要な事項について以下のとおり定める。

(基本方針)

第1 収書に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 学部、大学院及び別科(以下「学部等」という。))のカリキュラム並びに学部等の目指す人材養成に役立つ資料を収集する。
- (2) 蔵書構成・研究動向に留意しつつ、長期的展望に立って広く体系的に資料を収集する。
- (3) 特定の主義・主張、思想・信条に偏らず幅広く均衡のとれた収集を行う。
- (4) 情報媒体の多様化及び紙媒体の廃止・代替等による新しいメディアの資料については、各分野の資料要求、利用頻度、経済性、耐用年数等を考慮した上で積極的に収集する。
- (5) 高額資料の収集に当たっては、重複購入を避ける等、予算の効率的な執行に務める。
- (6) 地域社会への貢献も考慮した資料を収集する。

(収書体制)

第2 収書に当たっては、各構成館に収書委員会を置き、各キャンパスの特色に応じた構成館収書方針及び収書計画を策定して行うものとする。

2 収書委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 構成館長
- (2) 構成館運営委員会委員
- (3) 図書館職員 若干人
- (4) 構成館長が必要と認めた者 若干人

3 収書委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(更新・保存)

第3 魅力ある蔵書構成の実現・維持並びに新規資料の収納場所を確保するため、構成館運営委員会で資料保存基準を定めるとともに、定期的な資料の更新に務めるものとする。

(その他)

第4 この方針は、本学のカリキュラムの変更、研究動向、利用者要求の変化等に対応するため、定期的な点検と見直しを行うものとする。

北海道教育大学附属図書館除籍要項

制定 平成26年3月5日

(趣旨)

第1条 この要項は、北海道教育大学附属図書館規則(平成16年規則第20号。以下「図書館規則」という。)第11条の規定に基づき、附属図書館において管理する図書の除籍に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、有効な利用環境の維持及び整備に努めるとともに、新たな蔵書スペースを確保するため、図書の除籍を行い、学習支援の場としての充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書 北海道教育大学附属図書館利用内規(平成16年4月1日制定)第2条第2項に規定する図書館資料をいう。
- (2) 除籍 図書を、図書原簿及び図書館情報システムから除外することをいう。

(対象)

第4条 附属図書館は、次の各号に該当する図書を除籍することができる。

- (1) 破損、汚損又は劣化が甚だしく、かつ、修理が不可能又は修理費用が当該図書の取得等に要する費用より高価であると認められるもの。
- (2) 図書の内容が改訂又は改版等により利用価値を失い、保存の必要がないと認められるもの。
- (3) 電子媒体等の代替メディアが利用可能で、保存の必要がないと認められるもの。
- (4) 重複図書で、今後の利用が見込まれず、複数保存の必要がないと認められるもの。
- (5) その他除籍が適当と認められるもの。

(手続)

第5条 図書館規則第5条に規定する構成館長(以下「構成館長」という。)は、図書館規則第9条に規定する構成館運営委員会の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長(以下「館長」という。)が必要と認める場合は、図書館規則第6条に規定する附属図書館運営委員会(以下「附属図書館運営委員会」という。)の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

(処理)

第6条 構成館長は、除籍を決定した図書について、他構成館への所在の変更又は他機関への譲渡等を予定しているものを含めた除籍リストを作成し、当該構成館が所在する校の国立大学法人北海道教育大学物品管理細則(平成16年細則第8号)別表第2に規定する分任物品管理役(札幌館にあっては、学術情報室長)に通知するものとする。

(連携)

第7条 附属図書館は、紙媒体資料の共同管理(シェアード・プリント)の考え方にに基づき、分担保存及び収集の取組みを推進するため、構成館間における情報の共有と連携を常に図るものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、除籍に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会の議を経て、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。